

長野県民生委員児童委員協議会連合会 広報委員会内規

(目的)

第1条 この会は、長野県民生委員児童委員協議会連合会の広報に関すること及び「長野県民生児童委員だより」の編集発行を目的とする。

(構成)

第2条 この会の構成は、県下民生委員児童委員のうちから会長が委嘱する者をもって組織する。

2 学識経験者を顧問として置くことができる。顧問は会長が委嘱し、必要に応じ委員に助言する。

(委員)

第3条 この会に委員長1名を置く。

2 委員長は委員のうちから会長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員に委嘱されたときの民生委員児童委員の任期期間とする。

(事業)

第5条 会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ホームページの運営
- (2) 資料の収集及び編集
- (3) 編集会議の開催
- (4) その他広報に関すること

(経費)

第6条 この会の運営に必要な経費は、県民児連一般会計から支出するものとする。

附 則

この内規は、昭和60年4月1日から施行する。

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

この内規は、令和元年12月1日から施行する。